

令和8年度 浪速区小学生の学力向上支援事業
協定にかかる細則

大阪市（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記の各項目によって公正な協定にかかる細則を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

1 事業名称

浪速区小学生の学力向上支援事業

2 事業目的

浪速区内の小学5、6年生を対象に、放課後の学習時間を確保し、少人数制により個々の子どもの習熟度に応じた個別学習指導（以下、「少人数制個別学習指導」という。）学習習慣の形成、基礎学力の向上に資することを目的とする。

3 事業実施場所等

- （1）大阪市立難波元町小学校（大阪市浪速区元町1-5-30）
- （2）大阪市立敷津小学校（大阪市浪速区敷津東3-9-32）
- （3）大阪市立大国小学校（大阪市浪速区大国1-9-3）
- （4）大阪市立浪速小学校（大阪市浪速区日本橋西1-7-6）
- （5）大阪市立栄小学校（大阪市浪速区浪速東1-1-61）
- （6）大阪市浪速区民センター（大阪市浪速区稻荷2-4-3）
- （7）非通塾型オンライン学習

4 実施期間

令和8年 月 日～令和9年3月31日までとする。

5 会場の使用について

- （1）乙は下記の条件の範囲内で各会場を使用する。
本細則「3 事業実施場所（1）～（5）」の会場は、学校と別途協議し、年間80日程度放課後の時間内に実施し各日17時までに退出すること。（6）の会場は原則として、火・木曜日の17時30分から19時00分までの使用とする。
- （2）本事業の協定締結後に、会場のある施設における行事予定等により本事業実施期間において（1）～（5）の曜日・時間帯が変更になる可能性があるが、その場合は甲、乙、及び当該施設の管理者の三者で協議を行う。

6 本事業の実施会場の維持管理について

- （1）実施会場における日々の維持・管理について
 - ア 乙は、少人数制個別学習指導の開講日ごとに、当該指導後、当該指導に係る会場（会場までの通路その他当該指導のために使用する場所を含む）の清掃を行い、開講前の元の状態へ戻すとともに、忘れ物やごみの放置がないようにしなければならない。
 - イ 乙は、会場となる施設内に、本事業の実施により生じたごみを廃棄せずに、都度持ち帰らなければならない。
- （2）会場施設の施錠管理について
 - ア 乙は、少人数制個別学習指導の開講前における各会場への出入口に係る施錠の管理を適切かつ確実に行わなければならない。

イ 乙は、少人数制個別学習指導後、速やかに、会場施設の施錠を確実に行い、退所しなければならない。

7 事業の実施方針

乙は、学年及び受講者の習熟度に合わせた教材や課外学習により、学力向上及び学習習慣の形成に資する指導を行う。

8 事業の内容

乙は、本細則7及び下記の(1)～(5)をふまえて、事業の企画及び運営を行う。

(1) 企画について

乙は、事業方針（別添のとおり）に基づき、子どもの習熟度に応じた課外学習事業を提案した内容に沿って誠実に履行する。

(2) 事業の実施・運営について

乙は、企画提案書にて掲げた事業内容に基づき、次のとおり運営を実施する。

- ・3(事業実施場所等)のうち(1)から(5)の会場については、年度当初に校長と、学校行事等の予定等を調整し、年度の計画表を作成する。3(事業実施場所等)のうち(6)及び(7)の会場については、甲と調整し年度の計画表を作成する。
- ・事業実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報の取扱い方法等）を作成する。
- ・非通塾型オンライン学習

(3) オンライン学習支援の実施環境について

・非通塾型オンライン学習支援は、受講者が次の環境下で利用できること。

【OS】WindowsOS, MacOS, ChromeOS, iOS, Android

【ブラウザ】FireFox, GoogleChrome, MicrosoftEdge, Safari

・非通塾型のオンラインによる学習指導の受講に必要なパソコンやタブレット端末が準備できない児童や、Wi-Fi等インターネット環境が整わない児童も受講が可能な内容とすること。（実費徴収可）

(4) 事業における受講者の保険について

乙は、受講時における受講者の事故について対応できる保険に加入する。

(5) アンケートについて

乙は、受講者へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と事業効果検証を実施する。アンケートは、事業開始前、実施終了頃の2回行い、内容や実施時期については、事前に甲と調整する。

乙は、アンケート実施ごとにすみやかに集計を行い、結果を甲に報告する。

(6) 事業の目標

乙は、実施終了頃に実施する参加者アンケートにおいて、「学校の勉強の理解度」に関する質問に対し、「十分理解できている」や「理解できている」と回答する割合を、事業開始前の割合よりも増加させる。

9 事業計画及び実施方法並びに事業の実施報告

(1) 乙は、事業実施にあたって、事前に甲と調整の上、事業実施にかかる計画書を作成する。

(2) やむを得ない事情により、当初に設定した日程で開講できない日が発生した場合は、乙は甲と適宜調整を行う。ただし災害が発生した場合は、本細則「10 災害時における対応について」に従う。

(3) 乙は、毎月の実施内容について、翌月の10日までに月例報告書として甲に提出する。

(4) 乙は、本事業終了後は、10日以内に、収支明細（企画提案における経費内訳書と同じ様式とする）及び事業成果を明記した事業実施報告書を提出する。

10 災害時における対応について

災害発生時においては、乙は、当初に設定した日程で開講ができないと判断した場合、すみやかに甲に連絡し、対応を調整する。

災害が開庁時間外に発生したため、乙が甲に連絡が取れない場合においては、開講するか否かの判断は乙が行う。この場合、乙は連絡が取れる状況になりしだいすみやかに甲に事後報告を行い、以後の対応について調整を行う。

11 貸与品について

- (1) 甲が乙に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）がある場合については、別紙貸与物品一覧表のとおりとする。
- (2) 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 乙は、事業の完了、本細則の変更等により貸与品等を必要としなくなった場合は、甲にすみやかに返還する。
- (4) 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、甲の指定した期間内に代替品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償する。

また、当該代替品については、その機能等について甲が精査を行い、その結果、瑕疵が発見された場合はその修補もしくは交換を請求することが出来る。

12 個人情報の取扱い

乙は、下記の(1)～(12)をふまえて、本事業において収集した個人情報及び事業に係る全てのデータ（以下「個人情報等」という。）について細心の注意をもって管理し、漏えい、滅失、き損、紛失（以下「漏えい等」という。）が生じないよう事業を実施する。

- (1) 乙は、個人情報等については本事業目的の範囲内で利用し、第三者には提供しない。ただし、甲の書面による承諾があればこの限りではない。
- (2) 乙は、甲から提供された資料、貸与品等及び事業を行う上で得られた乙の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有する全ての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理する。
- (3) 乙は、記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理する。
- (4) 乙は、記録媒体等について、本事業終了後は、個人を特定できる情報及びデータについて速やかに廃棄、消去又は返却等を行い、甲へ報告を行う。
- (5) 乙は、オンライン学習等を実施する際には、サーバーやクラウド等に保存されるアカウント登録等で本名の使用を避けることを受講者に認める等により個人情報等の流出が生じないような仕組みを構築すること。

また、甲及び乙は、本事業従事者がSNS等において受講者等の個人情報等が流出しないよう、特に留意すること。本事業従事者と受講者との間でSNSに関わる情報の授受は、甲が乙との協議の上で認めたものを除き、一切禁止する。

- (6) 乙は、甲が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。
- (7) 乙は、自己の事業従事者その他関係人について、(1)～(6)の内容を遵守させるために必要な措置を講じる。
- (8) 乙は、個人情報等の他、本細則の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (9) (1)～(8)に定めた内容は、本細則が解除された後もしくは有効期間が満了した後に

おいても、同様とする。

- (10) 甲は、乙の個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、乙に対し改善を求めるとともに、甲が乙の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで事業を中止させることができる。
- (11) 乙は、事業を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、乙から複製についての同意にかかる依頼の書面が甲に提出され、甲がこれに書面によって同意を行った場合はこの限りでない。
- (12) (11)ただし書に基づき作成された複写複製物については、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等原本と同様に管理すること。

13 個人情報等の保護状況に関する検査の実施

- (1) 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。
- (2) 乙は、甲の立入検査の実施に協力する。
- (3) (1)の立入検査の結果、乙の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、甲は乙に対し、その改善を求めるとともに、乙が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、事業を中止させることができる。

14 受講者の募集

- (1) 受講者の募集は、甲との調整を経たうえで、乙が募集チラシを作成し、浪速区内小学校にチラシを配布する。
- (2) 乙は、電話での申込受付等の他にインターネットによる申込受付を行うなど、受講希望者の申込が混雑しないような申込手法によって受講者を募集する。また、募集の前に手法・期間について、甲と調整する。
- (3) 受講者又はその保護者（以下、「受講者等」という）に対し、乙が、本事業外で実施されている塾事業や課外授業等の学習指導事業（乙以外が経営しているものも含む）へ積極的に勧誘することは、一切禁止する。ただし、事前に甲と協議を行い、書面によりその承諾を得ている場合においてはこの限りでない。乙が受講者等に対し、本事業外での学習指導事業を紹介する場合であっても、それが受講者等からの学習指導にかかる相談を契機としてなされるものであり、受講者等がその取扱選択について決定でき、かつ心理的な圧迫感を伴わないものであれば、許容される。

15 受講料の取扱いについて

- (1) 乙は、受講料月額10,000円（税込）以内とし、受講料の範囲内で可能な限りの指導内容を構築して本事業を実施する。
- (2) 乙は、受講者からの「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（大阪市習い事・塾代助成カード）による受講料の支払を可能とすること。

16 年間スケジュールについて

事業にかかる年間スケジュールについては、別紙のとおりとする。

17 一般的損害

事業を行うにつき生じた損害（本細則「18 第三者に及ぼした損害（1）（2）（3）」に定める損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

18 第三者に及ぼした損害

- (1) 事業の実施に伴い第三者に損害を及ぼし、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならぬときは、乙がその賠償額を負担する。
- (2) (1)の定めにかかわらず、(1)にて規定する賠償額（保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (3) (1)(2)の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たる。

19 光熱費の負担について

- (1) 協定書及び本細則における光熱費とは、本細則「3 事業実施場所の（1）～（5）」に定める会場を使用する際に生じる照明及び空調機器の使用時間に応じた光熱費相当分の費用とする。
- (2) 乙が負担すべき光熱費の算定については、甲が指定した方法により積算する。
- (3) 乙が(1)の請求に応じず指定の納入期限までに支払わなかった場合には、甲は地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第240条の規定により督促等必要な措置を行うことができる。
- (4) 乙が(1)の請求において指定した期限までに納付しないときは、甲は、乙に対し、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、当該請求額につき大阪市財産条例（昭和39年3月19日条例第8号）第11条及び第23条の規定に基づく延滞損害金を請求することができる。

20 細則の有効期間

本細則にて定める全ての事項については、令和9年3月31日まで有効とする。ただし、協定書の実施期間が変更された場合、当該変更の実施期間の末日は令和9年3月31日を超えないものとする。

21 その他

本細則に定めのない事項については、その都度、甲と乙において適宜協議又は調整を行い、決定する。

本細則の締結を証するため、細則書面2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市協定締結担当者 浪速区長 印

乙 住所
事業者名
代表者名 印